

## 第4回定例会会議録

令和5年12月6日（水）

開 議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） おはようございます。これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名であります。

理事者側、木内会計課長、欠席する旨報告がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

なお、本日の一般質問の質問者は、午前2名、午後2名の計4名とします。

それでは、順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
117	6	山 浦 久 人	今年のインフルエンザについて 5類移行後コロナの感染状況は
123	7	内 堀 綾 子	政治倫理と行政運営について 除草剤・農薬使用における課題について 生ごみ処理器購入補助金について
137	8	池 田 る み	奨学金返還支援制度について 性の多様性の取り組みについて 地球温暖化防止対策について
155	9	中 山 温 夫	老人福祉計画・第9期介護保険事業計画について

通告6番、山浦久人議員の質問を許可します。

山浦久人議員。

（8番 山浦久人君 登壇）

○8番（山浦久人君） 通告6番、議席番号8番、山浦久人です。

今回は2点ほどお伺いします。

暑い夏が終わり、秋がないような状態で冬に入ってしまいました。最近朝晩大分寒くなってきて、空気が乾燥しているような状態になりまして、インフルエンザ

の流行が活発になっています。

1点目は、今年のインフルエンザウイルスの流行状況についてお伺いします。

インフルエンザの流行は通常12月から3月ですが、今年は春以降も収束せず流行が続いてきました。9月以降は休校や学級閉鎖が急増した現在、全国的に注意報レベルになっていると聞きますが、御代田町の小中学校の状況はどうでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

昨日12月5日までの状況ということでお答えをいたします。

まず、3校ともですが、学校全体を閉鎖するような休校措置はございません。学級閉鎖などの状況ですが、北小学校、罹患者数が99名で、6クラスで学級閉鎖を、1学年で学年閉鎖の措置を取った経過がございます。続きまして、南小学校ですが、罹患者数が118名で、4クラスで学級閉鎖の措置を取っております。それから中学校ですけれども、罹患者数51名で、2クラスで学級閉鎖の措置を取っております。

3校とも罹患者数増えております。感染の拡大を抑えるため、学校医と相談して、適宜学級閉鎖等の措置を取って対応をしているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 感染が大分はやっているようですので、お気をつけ願いたいと思います。

対策としては、マスクの着用、うがい、予防接種などがありますが、予防接種などは進んでいるでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

町が予防接種法に基づき、実施をしているインフルエンザワクチンの定期予防接種につきましては、主に65歳以上を対象とした高齢者インフルエンザでございます。そのため、把握できるのは高齢者インフルエンザについてのみということでございます。

今年度の高齢者インフルエンザの接種者数及び接種率でございますが、10月末現在で対象者数4,565名に対しまして、接種者数が830名、接種率が18.2%ございました。なお、昨年同時期では、対象者数4,519名に対しまして、接種者671名、接種率が14.8%ございましたので、昨年度より接種が進んでいるという状況となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 大分進んでいるようですが、まだまだだと思いますので、接種率を上げるよう努力してください。

予防接種には町は補助金を出していますが、どのくらい出して対象者は何歳以上でしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

先ほど申し上げました、高齢者インフルエンザの予防接種につきましては、今の個人予防に比重を置きましたB類というところに分類をされておるため、接種を受ける努力義務がないということ、また、市町村も接種勧奨を行えないという状況でございます。

ただ、接種の費用につきましては、自己負担とあと町が一部補助をしております。接種費用、自己負担は1,000円の自己負担を頂いております。

高齢者本人が接種を受けることを希望する場合のみ接種が受けられると、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 次に、国内で流行するインフルエンザには大きく分けて3つあると言われております。A型、A香港型、B型ですが、現在主に流行しているウイルスは何型になりますか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

厚生労働省のインフルエンザに関するホームページによりますと、近年、国内で流行しているインフルエンザウイルスは、A（H1N1）p d m 2 0 0 9 亜型、こちらは2009年に流行した新型インフルエンザで、今は季節性インフルエンザとして扱われているものでございますが、それとほかに、A香港型とB型ということとなっております。

また、国立感染症研究所のホームページによりますと、国内の直近5週間、令和5年の第41週、こちら10月9日から15日までから、第45週、11月6日から12日のインフルエンザウイルスの検出状況につきましては、A香港型が58%、A（H1N1）p d m 2 0 0 9 亜型が41%、B型が2%となっており、A型が主流となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 現在、インフルエンザに感染すると、解熱剤、せき止めなどの薬が不足していると聞きますが、現状の把握は分かっているのでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

解熱剤、せき止め等を含む医薬品につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、いわゆる薬機法というものに基づきまして、国の管轄となっていることから、町では医薬品の現状ですとか情報を把握できる仕組みになっておりません。

10月に厚生労働省から、医療機関や薬局に対しまして、医療用解熱鎮痛薬等については、各メーカーが限定出荷を行っている状況を踏まえ、平時と比較して需要が増加した医療機関や小規模な薬局等に優先して供給を行うよう、医薬品卸売業者に依頼したところだが、それでもなお、解熱鎮痛薬等を購入できないなどのケースに対応するため、厚生労働省に相談窓口を開設した。

現在一部の比較的小規模の薬局等において、解熱鎮痛薬、特に鎮咳薬——こちら、せきを鎮める薬ですが——の入手とともに、去痰薬——こちら、たんを切るというもの——の入手も困難となっている状況を踏まえて、対象薬品として、解熱鎮痛薬、トラネキサム酸及び鎮咳薬に加え、10月10日より去痰薬を追加すると、そうい

った報道発表があったことから、国の施策により、医薬品の不足も徐々に解消していくものということで認識をしております。

なお、インフルエンザに対する治療薬としては、タミフルですとかリレンザなどの抗インフルエンザ薬が有効とされております。抗インフルエンザウイルス薬の服用を適切な時期に開始をすると、発熱期間は通常1日から2日間短縮され、鼻や喉からのウイルスの排出量も減少すると言われていたことから、発熱等の症状があったときには、速やかにかかりつけ医等を受診し、適切な治療を受けられることをお勧めいたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 大分改善されてきているようですのでよかったですと思います。

次に、5類移行後のコロナの感染状況についてお伺いします。

今年5月8日に5類移行になり半年以上たちますが、近隣町の感染状況はどんな具合でしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

厚生労働省公表の資料によりますと、定点把握に移行直後の5月8日から14日の全国の定点当たり報告者数は、2.63人でございましたが、その後緩やかに上昇し、9月4日から10日の週には20.19人とピークに達したと、また減少に転じ、11月6日から11月12日の週には2.01人と、これまで減少傾向にありました。

しかし、12月2日の信濃毎日新聞によりますと、11月20日から26日の週に2.33人となって、前週比で1.19倍で、約3か月ぶりに増加に転じたということが報道されました。

今後、冬季に向けて感染者が増加する可能性が懸念されることから、引き続き、体調管理の徹底が重要になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 9月から7回目のワクチン接種が始まりましたが、接種状況は進

んでいるでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

令和5年度の秋開始接種は9月20日から開始をされまして、当町におきましても、同日から接種を開始しております。対象は、初回接種終了後3か月を経過した、生後6か月以上の町民となっております。なお、65歳以上の方と全ての年齢で基礎疾患を持っている方には、努力義務がございます。

11月20日現在の接種者数及び接種率は、乳幼児接種が1名で4.3%、小児接種が13名で6.3%、12歳から64歳までの方が462名で5.9%、65歳以上の方が2,031名で46.8%、全体では対象者1万2,413名中、接種者2,507名で、接種率は20.5%となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 現在コロナがなくなったというわけではなく、厚生労働省の11月24日の新型コロナウイルスの感染者数が、9月は最大で5,235人だったと発表しました。御代田町または佐久管内の死亡例というものは把握ができるものですか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

コロナウイルスが直接的な原因になって死亡した死亡例というものを把握できるかというような問合せだと存じますが、こちらの数字ということについては把握できない状況でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 分かりました。

無料接種が3月で終了ですが、4月以降はどう変わるでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

令和6年4月以降のワクチン接種につきましては、11月27日に初の体制構築に向けた自治体説明会が開催されたところでございますが、その内容、未確定の内容も多く、今後の発表ですとか、説明を待つ形となっております。

現時点では、予防接種法の臨時予防接種から、個人予防を目的としたB類の定期接種に位置づけることや、接種回数は年1回、接種時期は秋冬で対象者は65歳以上の方のほか、60歳から64歳の障害者等を含めるか、などなど検討中ということでございまして、高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチンの接種と同様に、かかりつけ医等に直接予約して接種を受けられるようになること、そういったことが予想されております。

また、ワクチン接種には自己負担額が生じることになりますが、現在は1人当たりのワクチン代がまだ決定していないというため、今後ワクチン代の決定次第、まちの補助についても検討して、自己負担額を決定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） コロナワクチンはインフルエンザワクチンより高いと聞いております。なるべく町の補助もお願いしたいと思っております。

コロナとインフルが一緒に流行すると大変なことになりますので、皆さんが緊張を持って原点に戻るべきと思っております。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告6番、山浦久人議員の通告の全てを終了します。

通告7番、内堀綾子議員の質問を許可します。

内堀綾子議員。

（3番 内堀綾子君 登壇）

○3番（内堀綾子君） 議席番号3、通告番号7、内堀綾子です。

2023年令和5年12月定例議会1件目。

町は、政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例を定めております。この条例関連で何点か質問してまいります。

御代田町例規集より平成7年12月20日条例第20号、政治倫理の確立のため

の御代田町長の資産等の公開に関する条例、また、同じく、御代田町例規集平成7年12月20日規則第12号、御代田町長の資産等の公開に関する規則。

なぜ、この政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例が存在するのか、町長のご認識と書類はどのような内容のものをご提出なさったか、お答えいただきたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律、今ご指摘いただきましたが、これの第1条の規定では、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的として定めております。

また、当町の政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例におきましても、この法律に準じた規定に基づき、町長の資産の公開について運用していることから、これら法律等の目的を達成するために定められているものと考えております。

次に、提出書類についてということのご質問でありますけれども、政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例第2条から第4条において定められていますとおり、資産等報告書等、所得等報告書、関連会社等報告書を決められた期日までに作成することが定められております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 政治倫理という点、ご認識いただいております、また提出書類についてもご確認いただけているようで助かります。

ご答弁を頂けた上で、次の質問に入らせていただきます。

資産等公開書類提出後、町側の確認方法は。提出書類の精査と審査方法、不備があった際の対応についてお伺いいたします。

資産公開書類の提出後の町側の確認方法は、どのようになっておいででしょうか。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。



資産等報告書における内容の精査、審査については、総務課では行っておりません。

また、不備等があった場合の対応については、御代田町長の資産等の公開に関する規則、こちらの第9条に報告書の訂正について定められており、この規定に基づき訂正をすることになっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 行政運営を行う上で、政治倫理確立の観点から、小園町長の姿勢をお伺いしたいと思います。

先ほどの質問において、提出後に町では確認方法がないということなので、何点か町長に政治倫理確立の観点からお答えを頂きたいと思います。

この条例と規則に記載事項の記載間違いではないかということ。公開の中に事業所得があります。小園町長の1期目を振り返りまして、資産公開によると、令和3年所得報告書によると、事業収入マイナス120万円程度とありました。これは、令和2年、2020年1月1日から令和2年12月31日までの事業収入を記載する箇所です。平成31年、2019年2月に初当選された後に事業を始めたということですか。それとも、もともと町長に当選前から事業は行っていたが、前年度の記載が漏れていたということですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

町長としての私の仕事に一切関係ない私的なことであります。

地方自治法第132条の趣旨にのっとり、回答は差し控えたく存じます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） ご答弁、予想しておりました。確かにプライベートなことではありますが、私につきましては、書類に記載漏れがあったのか、それとも当選後に事業を始めたのか、という点についてお伺いしております。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 先ほど申し述べたとおりであります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） では、なぜこの政治倫理のため、確立のための資産報告、これが存在するのでしょうか。事業報告書く必要ありませんよね。いかが思いますか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 一番最初の答弁にあったとおりの答えて、返させていただきます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 不誠実なご答弁ありがとうございます。

いずれにしても、御代田町町政を担う上では、町民の皆様に対しては、説明不足の中で投票を余儀なくされたと思いますし、ご参考までに事業所得報告については、令和3年度報告でマイナス120万円程度、令和4年マイナス3万6,000円程度、令和5年マイナス55万円程度でした。この件、選挙公報等では記載ありませんし、ご報告もありませんが、どのような事業をされているかお伺いしようかと思いますが、先ほどのご答弁のように、話す必要がないとお答えされるかと思いますが、質問を取り下げます。

町長という職に就いたから、このようなマイナスな事業となってしまうのであれば、やはり町長という職は大変お忙しいのかなと思います。ご自身の事業どころではないのかと思います。プライベートなことなのでということであれば、マイナス収支の事業を行っていながらも、その詳細はお伝えできない。それが、小園町長へ投票した皆様への小園町長の姿勢なのでしょう。

その中で、令和5年、2023年6月議会での私の一般質問について、当選後の様々な件では、当時非常に心身追い詰められた状態になっておりました。そのときに発言した内容について、その根拠がない発言が多かったのかなと、記憶が余りないので、定かでないんですとおっしゃっていましたが、根拠はあったのです。それは、政治倫理の確立のための、御代田町長の資産等の公開に関する条例です。これは、広く町民の皆様が閲覧できますし、私も公文書公開をしなければならないのかなと思いましたが、御代田町では閲覧という形で公開しておりました。町民の皆様

に周知できるように皆様が閲覧できます。ほかの各自治体においては、インターネット上で公開している市町村もございますが、御代田町では公開は窓口閲覧のみの現状です。

その中で、御代田町長の借入金について、令和4年度政治倫理の確立のための御代田町長の資産等の公開に関する条例の、報告の町長の借入金の額は2,039万円ほどでした。御代田町ですと過ごすとの様々なご答弁ありましたように、ご自身のご自宅購入等、そういうものかと思いきや適切な線だと思えます。

ですが、令和4年1月1日から令和4年12月31日の期間で、令和5年度の町長選当選後の報告事項によると、借入金は5,787万円程度と前年よりも3,780万円ほど追加でした。

なぜ、町長の職にありながら、このように令和4年1月1日から令和4年12月31日の間で、追加での借入金が3,780万円、合計で5,780万円になってしまったのですか。

政治倫理の確立のための御代田町長の資産公開条例に基づき、記載間違いではなく、本当にこの金額が借入れとして追加なのですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 事実に基づいて公開しているところでございますが、私的なことですので、回答は差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 事実に基づいてということで、先ほどの記載間違いではなくという部分、記載間違いではないということによろしいですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 記載間違いではないということ、現在の5,780万円の借入金で合っているということです。

もちろんプライベートなことなので、その先、私はなぜこのように町長職にありながら、このように借入金が増えてしまうのかという点をお伺いしようと思いましたが、さすが、恐らくお答えいただけないでしょう、プライベートなことなので。なぜ、この借入金が増えてしまったのか、お答えいただけないかと思いますが、一応念のためお伺いいたします。なぜ、このように増えてしまったのですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私にも私的な領域がございますので、回答を差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） では、お答えしていただけるように。

政治家が金銭を金融機関から借り入れる際は、当選したら報酬がありますが、落選した場合はその収入の保障がないことから、借入金の一括返済を求められる場合があります。この借入金の約5,780万円のうち、担保がある分を除いて、令和4年に増えた3,780万円は、担保、抵当に入れる資産がなくては、借入れができないように思います。

なので、その政治倫理確立のための書類、資産公開に漏れがあり、資産に記載ミスがあるのではないですか、ということが疑問になりました。いかがですか。資産に記載ミスはありませんか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 先ほどご回答申し上げたとおりです。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 正直なところ、私にとって、町長に多額の借金が、借入金があろうとどちらでもいいです。どちらでも構いません。

ただし、令和5年6月の町長のご答弁で、根拠がないとおっしゃっていたので、根拠を見つけてみました。

借入金が多い方が町長に立候補してはいけないという決まりはありませんので、

多くの町長や市長や首長を目指す方々、夢や希望を奪いたくはありません。借入金が多くても、町政を癒着なく正当な、ぶれないご自身の心があり、運営する自信と覚悟が必要です。ご自身の心身の不調を対立候補にいたしました、その日、ご自身の多額の借入金と事業収入のマイナスは、町民の皆様には一切言及せずにおりました。根拠になかったことを発言したとおっしゃいますが、少なくともこの借入金の多さは根拠があった一例です。

次に、同様の条例から、町長の株取得についてお伺いいたします。

令和5年資産報告によると、御代田町長は町内に事業所のある企業の株の取得記載がありました。この事業所のある企業の株取得に関して、令和4年1月から12月31日までに取得したということで記載間違いではありませんか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 記載のとおりということですか。

企業名をここで明言することはいかかなものかと思しますので、まず、当初、茂木町長時代に誘致した際の経営権及び当時の状態であったときをA社とします。その後、A社の企業にB社が資本提携に関わる契約をいたしました。その契約が2021年7月です。その後、株価の回復も少し見られ、小園町長は、公費で出張の際にB社の方とも会っておられます。少なからず、この資本提携の情報を得ていたのではないかと思います。この件、町長の資産公開提出資料によると、記載は令和5年の報告でしたが、株取得に際しては、記載のとおり、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間です。この株の取得までの経過についてお伺いしたいのですが。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

これ、名前が分からない状態でご答弁しますと、かえって分かりにくくなると思いますので、皆さんがご覧にいただける公開書類の中に書いていることですので、

そのまま申し上げたいと思いますけれども、私が持っている株式は「ひらまつ」です。「ひらまつ」の株であります。

「ひらまつ」様は、町に固定資産税やふるさと納税で大変な財政的メリットをもたらしてくださっている会社であります。そのため、私は全国各地にある「ひらまつ」様のレストランをできるだけ利用させていただきたいと考えておりました。ただ、株主優待で500株以上の株主には、レストラン代金が2割引きになるというサービスがあります。カードをもらえるんですけれども、そのカードで2割引きになるというサービスがあることから、最低限株主優待がもらえる500株を買ったところでございます。

それ以上に何かの因果関係があるわけではございません。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 1单元100株から5单元の500株未満で株主優待が10%割引、5单元500株以上で株主優待が20%割引。多くの割引率がアップするのが500株からですよ。なので、町内にある事業所以外のところをお使いになりたいということで500株以上取得ということです。

取得経過について問題はなかったとおっしゃいますが、これこそ政治倫理の問題にも発展するかと思います。自分では問題ないとおっしゃいますが、政治倫理と法令遵守について、以前の小園町長のご答弁では、令和4年第4回定例議会において、法令遵守については、法令遵守が基本ですがケース・バイ・ケースと、法律はケース・バイ・ケースなのですか。法律がケース・バイ・ケースになってしまったら大変かと思いますが、町長にとっては、法律はケース・バイ・ケースとはどのようなご認識ですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

何かの誤解をされていると思います。法令遵守は絶対的に法令遵守をするべきだという考えでありまして、ケース・バイ・ケースというのはどのような文脈だったかというのは、今ちょっと記憶にありませんのでお答えできませんけれども、法令遵守は基本であるということは間違いのない事実であろうと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） すご答弁いただきましたのが、令和4年第4回定例議会の私の一般質問においてです。もう一回見直していただければ助かります。

でも今回、法律はケース・バイ・ケースではないというご答弁いただきましたので、安心いたしました。もしこれがケース・バイ・ケースであるとした場合、政治倫理について、この法律にケース・バイ・ケースがあるのであれば、それは法の抜け道ということですか。

今回1件目の質問では、町長の政治倫理確立のための書類より、私からするとおかしいと思うことをお伺いいたしました。

今後、本日指摘の件をどのように改善して町政に挑むのか、多くの方が注視していくことかと思えます。

しっかりとぶれない自分を持っていただきたいと思えます。

それでは、件名2、除草剤・農薬使用における課題について。

公園管理における除草剤使用の現状と町の関わり方についてお伺いいたします。

公園への除草剤散布しない市町村が多くを占めるようになってきた昨今です。町民の皆様からは、御代田町の龍神公園と雪窓公園、やまゆり公園の除草剤散布について懸念の声が寄せられております。それは、除草剤における人体の影響や、特に小さなお子様ははだしで公園を駆け回ることもあり、直接体に除草剤が触れてしまうことも考えられるからです。ただ、除草剤散布の後に業者様のご配慮により、何日から何日までと記載を公園に掲げてくださってもおります。

除草剤を使わないで管理するという事は、業者の皆様にも大きな負担を強いることになるかと思えます。業者の皆様の方では、人の手を増やすということは採用に当たりますし、一人採用したときの負担としては、社会保険加入などもろもろの経費や、もちろん採用に関して募集にも経費がかかります。

そういったことを踏まえて、龍神公園、雪窓公園、やまゆり公園の公園管理の除草剤を散布しない場合の業者様への負担も加味しながら、御代田町の現状と今後の動向についてお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） お答えします。

まず、町が管理する公園の薬剤散布の現状でございますけども、龍神の森公園、雪窓公園では、芝生管理における薬剤散布を6月から10月の間に1回、植栽管理における薬剤散布を6月から9月の間に1回、それぞれ実施をしております。

芝生の薬剤散布は、クローバー、タンポポといった雑草を抑制するため、植栽の薬剤散布は、病虫害防除を目的としております。

芝刈りについては、5月下旬、7月中旬、8月上旬、10月に実施しており、現状の年4回の芝刈りの状況ですと、雑草の繁茂を抑制するために薬剤散布を必要としております。ちなみに、やまゆり公園においては除草剤の散布はしておりません。

最近では、公園を利用される方から、薬剤散布に対する人体やペット等への影響を心配される声や、龍神まつり等のイベントにあわせた公園の管理に関する御意見、御要望を頂いているところでございます。公園の芝生管理を含め、維持管理全体の在り方を見直す必要が生じております。

特に、今回、薬剤散布について近隣の市町の現状を調べてみますと、自治体が直接管理している比較的大きな公園では、薬剤を散布している自治体はありませんでした。

このことから、令和6年度以降の公園管理業務から薬剤散布をやめる計画を立てております。その代わりに、毎月1回芝刈りを実施し、特に龍神まつり開催される7月は、さらに1回追加するようなことで、これまで事業者さんのほうに委託として出していた業務、こちらについては、業務内容は大きく変わらずに、年4回芝の管理をしていただくという中で、これまでやっていなかった月、4月、6月、9月、ここに7月の龍神まつりにあわせて1回追加する。それから8月の末ぐらいに、そのときの天候にもよりますが、ここで予備で1回、あわせて5回追加する予定で、今予定を組んでいるところでございます。

この追加分につきましては、今シルバー人材センターさんのほうに委託をお願いしている状況でございます。常用芝刈り機1台を町で購入して貸与する、こういったことも考えております。ですから、業者の皆さんにとって大きな負担は生じないものと考えております。

また、費用の面ですと、薬剤散布をやめ、芝刈りを年4回から今回が9回に増えるわけなんですけども、近年の人件費、それから燃旅費、資材等の高騰を見込んだ



上で試算しますと、およそ50万円の増額ということになります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 今年の草の成長は早く、人の手がどこの地域でも追いつかない状況が見られました。今のご答弁で、安全に配慮し、公園管理の仕方の方向転換を図ってくださるとのことです、より多くの町民の皆様が、集う場となることをうれしく思います。

次に、農林水産省「みどりの食料システム戦略」と農業支援について。

農業分野でも農薬使用量の低減がうたわれる中で、農林水産省では、この「みどりの食料システム戦略」というものを打ち出しております。しかし、これについては、多くの農業に従事する方への周知ができていない状況です。

なぜ、今回のこの除草剤、農薬の部分と関連があるかということ、その戦略の中で、化学農薬使用量、リスク換算の低減を掲げ、2050年までに50%低減する目標を設定しています。これは現在農業従事者の皆様にとっては、今まで自分が長年培ってきた知識とこだわりに変化を与えなければならず、大変苦慮する課題です。もちろんそれを目標としているからには、それなりに補助金も付随しており、私としては、御代田町の基幹産業である農業分野で、農機具購入の補助金もございますし、周知してほしい気持ちがいっぱいです。

また、それを行う上での現実的な農業分野の負担への聞き取りを行い、補助金についても、漏れなく農業従事者の皆様のもとに届くようにしていただきたい。

農林水産省「みどりの食料システム戦略」に関して、御代田町での現状と今後についてお伺いいたします。

○議長（荻原謙一君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

令和4年度に、みどりの食料システム法が制定されたことに伴い、農業分野における環境負荷低減に向けた方針が国から示されました。みどりの食料システムによる環境負荷低減に向けた取組については、4つの工程に分け、調達、生産、加工と流通、消費の工程から構成されており、農業者に直接関わってくる生産の工程につきましては、環境負担低減に取り組む5年間の事業計画書を作成し、都道府県知事

の認定を受けた方が導入する機械の税制や金融上の優遇を受けることができます。複数ある事業のうち、主な事業主体は、国または都道府県が中心となります。

有機農業に関する産地づくりの推進事業については、市町村が主体となり、有機農業の暖地化など有機農業の生産から消費までを一貫し、農業者や事業者による推進の取組の体制づくりなどを推進しております。

しかし、路地栽培による高原野菜が主要品目である当町については、農業をなりわいとしている既存の農業に支障が出ないように、エリア分けをするなどの検討が必要と考えているため、現時点では、町主導で有機農業の推進を図ることは容易ではないと考えております。

「みどりの食料システム戦略」においては、2050年までに農林水産分野のCO<sub>2</sub>低減対策が示され、低リスク農薬等の転換による化学肥料の使用量を50%低減、また、海外に依存している輸入原料や化学燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減が国の目指すべき姿として定められております。町としても、長期的な視点から取組を行っていく必要が考えられます。

そのような中、町で実施している環境負荷低減の取組3事業について説明いたします。

土壌診断に対する補助についてでございます。こちらは、肥料化学高騰の一環として、化学肥料低減の取組に対する土壌診断補助金についてでございます。土壌診断を実施することにより、土壌中の肥料成分の過不足を把握することで、適正な製品による化学肥料の低減と肥料コストの低減が期待できるものとして、佐久浅間農業協同組合などが実施した土壌診断に係る肥料に対して、前年度繰越事業として2検体当たり1,500円を上限に要した費用の2分の1の補助を実施しております。

次に、環境保全型農業直接支払交付金事業について説明いたします。

この事業は、化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とあわせて、地球温暖化の防止、生物多様化の保全に効果の高い農業生産活動に支援することを目的とした国庫補助事業であり、令和4年度から農事組合法人1事業者に対して交付をしております。

最後に、本年度実施予定の事業としまして、化学肥料の2割低減に向けた取組を進めております。この取組を定着させるための支援として、化学肥料低減定着対策

事業の実施について説明いたします。

本事業の実施については、各市町村で地域協議会を立ち上げ、地域協議会が事業主体となって進めてまいります。1事業所、1協議会当たりの交付金の上限は500万円で、事業実施に当たり、国の定めた9つの標準的なメニューの中から、佐久浅間農業協同組合や肥料販売業者に聞き取り調査を行ったところ、国の定めた9つのメニューのうち、堆肥や下水汚泥などの国内資源をペレットなど粒状化した肥料に対して、20kg当たり200円を交付する国内資源を活用した肥料の利用拡大に支援することとし、現在、国の事業承認申請を待っているところでございます。

環境負荷軽減の取組として、以上、3つの事業を実施しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 今後ますます変化が大きくなる農業分野ですが、今後もきちんと目を向けてくださり、農業分野で活用できる補助金が、漏れなく農業従事者の皆様のもとに届くように、これからも注視をお願いしながら、次の質問に移ります。

3件目、生ごみ処理器購入補助金について、町長が公約に掲げました生ごみ処理器購入補助金ですが、どのような効果を期待して公約に掲げたのですか。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

生ごみについては、現在、ご承知のとおり、専用の紙袋に入れて出させていただくこととしているわけでありまして、ご家庭のお考えによっては、その状態が保管しているわけです。その状態が不衛生だと感じたり、保管しているうちに匂いが出るから嫌だというご意見をこれまで伺ってきたところであります。

よって、今までどおり出させていただく方は、もちろんそのまま出させていただいて結構なわけですが、生ごみ処理器を使いたいという方は、より使いやすく使っていただけるようにしたいと考えて、公約に盛り込んだところであります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 確かに、生ごみ結構出るんですけど、新聞に包んで袋に入れたり、コンポストとかいろいろあるんですけど、本当に生活の中で苦慮する課題でも

あります。

生ごみ処理器といっても奥が深く、町長が公約に掲げた際はどのようなことが理由で公約に掲げたのか知りたくなりました。もしよければ次の2点、ご配慮いただければと思う2点の点、介護の点から熊出没についてです。

介護の視点から言うと、認知症になる前に、そして歩行に支障が出て外に出ることができなくなる前に、自分のルーティンワークを室内に移すという点。多くの高齢の方が生ごみを袋に入れ、またはコンポストに入れるために外に行きます。しかし、年齢を重ねていくと外に行くことができなくなる場合もあります。

先を見越して生ごみ処理器を使いこなしておくことで、使い慣れておくことで、高齢になってからの外での転倒のリスクを減らすことができます。これは実際に私が介護職をしていた際に、あるお宅の娘さんがお父様のためにと生ごみ処理器を購入してきてくださいました。

生活のためにやらなければならないことは一つ減りますが、外に出られるのであれば、その機会はできるだけ奪いたくないものです。生ごみ処理器で乾燥したものを使い、楽しみとして花や野菜を育てることも可能かと思います。

また、昨今出没の多い熊との関係性から、熊がコンポストをひっくり返す事案もあります。生ごみの匂いを嗅ぎつけて熊もやってきますが、生ごみ処理器を活用した場合、コンポストでの処理ではなくなるので、熊を引き寄せてしまうリスクも減ります。

どうか今後の制度設計に当たり、この点も考慮していただけると幸いです。町長のお考えの中では、年代はどの辺りとかありますか。もしお考えがありましたら、お答えいただきたく思います。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

生ごみを排出するのには、基本的に年代は関係なく、全ての年代で出されるわけですので、皆さん、全ての年代の方にお役に立てるように、制度設計することが妥当ではないかと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） この生ごみ処理器の補助金なのですが、長野県内でも既にもう生ごみ処理器補助金を制度設計しているところが数多くありまして、もう行っていないところが少ないのではないかなということを資料で見ました。御代田町も今後、この制度を導入していくと思います。制度設計に当たり、様々な件を考慮していただけると幸いです。

令和5年も残すところあと少しとなりました。青空の中で浅間山がきれいに映える本日。一般質問の機会を与えてくださいました皆様、課題を投げかけてくださいます皆様に感謝いたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告7番、内堀綾子議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時04分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

金井産業経済課長から発言を求められていますので、これを許可します。

金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） 先ほどの内堀綾子議員の「みどりの食料システム戦略」の質問に対し、答弁の一部に誤りがありましたので訂正させていただきます。

低リスク農薬等の転換による「化学肥料」の使用量を50%低減と答弁いたしましたが、正しくは「化学農薬」の使用量を50%低減に訂正いたします。

○議長（荻原謙一君） 通告8番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（10番 池田るみ君 登壇）

○10番（池田るみ君） 通告番号8番、議席番号10番、池田るみです。

本日は3件について質問をさせていただきます。

早速ではありますが、1件目の奨学金返還支援制度について、質問に入らせていただきます。

学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指して、奨学

金制度は、対象者の拡大、返済不要の給付型奨学金ができるなど充実してきており、日本学生支援機構によると、現在大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用しています。

しかし、御代田町に帰ってきた若者からは、奨学金の返済が苦しい負担が重いという声をお聞きします。奨学金返還支援について取り上げるのは、令和3年第2回定例会に続き2回目となりますが、1回目の質問から2年半が経過し、コロナ禍に加え、物価高騰が子供や若者の暮らしを直撃し、逼迫に追い討ちをかけており、奨学金問題は今を生きる若者の切実な声でもあります。

この2年半前後、町では様々な施策、小中学生の給食の無償化や高等学校等就学支援事業など取り組んでいただいております。しかし、高校卒業の学費が、これから社会の一員として地域経済を支え、結婚・子育てをしていく世代にとっては、経済的不安を感じさせる要因となっております。

そのような中、奨学金利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施されています。一定期間定住し就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度で、費用の一部は特別交付税の措置があります。また、2020年からは市町村での基金の設置が不要となり、奨学金返還支援制度の導入は、2022年6月現在、36都道府県615市町村となっております。利用者は2015年から2021年度の累計で3万人を超えています。

若者世代のIターン・Uターン促進、また地元企業への就職、人材確保、定着、少子化対策、若年層への結婚・子育てに係る経済的・精神的負担感の軽減策として、効果を発揮できる奨学金返還支援制度の導入について、令和3年第2回の定例会の一般質問で質問をさせていただきましたが、その後、検討はされているのでしょうか。また、改めて導入の考えについてお聞きします。

○議長（萩原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

令和3年第2回議会定例会において、池田議員から奨学金返還支援制度についてご質問を頂きました。

この支援制度は、支援を受けた自治体に一定期間定住するすとか、自治体内の企業へ就職するなどの条件を満たすことで、借りた奨学金の返済の全部または一部

を自治体が肩代わりするというものです。導入している自治体の多くは、移住・定住対策、Iターン・Uターン政策、また地域雇用の推進などを目的として実施をしております。

ご質問していただいた際の回答も、学生を取り巻く状況や景気の動向、Uターンしてもらうための仕組みづくり、定住対策、あるいは企業が求める人材の確保の必要性が生じた場合など、様々な状況を踏まえ検討していきたいというもので、多角的な視点についてお伝えさせていただきました。その後、多角的な視点の部分で大きな変化等はありませんので、今のところ検討は進んでいないという状況でございます。

改めて導入の考えは、とのことですが、以前回答しましたとおり、様々な状況を踏まえた上で、必要に応じて引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 移住・定住という点では、御代田町は増えているところではありますが、学生を取り巻く状況では、物価高騰などにより、卒業してからの奨学金返済が大変という声を町内でもお聞きします。また、人材確保という点では、苦勞されている企業などもあり、介護士や保育士など職種によっては特に大変なのではないかと考えるところであります。

そのような中、市町村の取組事例に紹介されております高知県四万十町では、通常枠に加え特別枠があり、保育士・医療介護事業に要する資格者を対象に、町が指定する職に就く場合は公務員でも対象となり、一年間に返済した奨学金に対し、38万4,000円、月額3万2,000円を限度として、100%の支援を5年間受けられるようになっております。

このように、特に人材不足の顕著な職種に支援していくことは、人材確保に有効と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えします。

議員のご指摘のとおり、職種によって人材が不足しており、人材確保が難しい状況にあることは認識をしております。民間企業であれば、令和3年4月から開始さ

れました日本学生支援機構による企業の奨学金返還支援——代理返還——や今年度から始まった長野県の奨学金返還支援制度導入企業サポート事業などを利用して、人材確保を図ることも一つの方法であると考えます。

町としての制度導入につきましては、繰り返しになりますけれども、関係課と連携し、必要に応じて検討してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 令和4年10月、内閣官房デジタル田園都市国家構造実現会議事務局の調査によると、615市町村のうち、就業先の業種について7割の団体が特に指定をしていないとされていますが、保育士や介護士の福祉をしているのは111団体です。また、公務員を対象としている団体は312団体となっております。

昨日の一般質問でも保育士の人材確保の取組について質問がありましたが、奨学金返還支援事業も人材確保の取組の一つになるのではないかと考えるところであります。

では、次の質問に入ります。

奨学金返還支援制度には、企業が主体となって行う民間型奨学金返還制度があります。企業が社員に対し、貸与型奨学金の一部または全部を給与に上乘せする方法などで支援をしておりましたが、この方法では、社員に係る所得税や社会保険料が大きくなる場合もあることから、2021年4月からは、日本学生支援機構の支援金については、企業が社員に代わり、機構に直接返還できる仕組みが導入されました。これにより、企業では返還支援した分の金額は法人税上損金算入できるようになり、法人税の負担軽減につながります。

日本学生支援機構によると、この民間型奨学金返還制度を導入している企業は、2023年10月末時点で1,295社となっていて、企業が直接日本学生支援機構に返せる仕組みが始まった2021年8月時点では119社でしたが、10倍を超え、利用者も813人から2,971人と増えています。

令和3年第2回定例会の一般質問で、同制度について地元企業への周知について質問をさせていただいたところ、製造業を営む大手企業5社とは企業懇談会で、そのほかの中小企業には、御代田町商工会や佐久法人会御代田支部を通じて周知をし



ていくということでありましたが、どのように周知をされたのでしょうか。また、この制度を導入した企業があるのかどうかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

独立行政法人日本学生支援機構から奨学金を受けていた従業員の奨学金返還に対して、企業が返還額の一部または全額を直接機構へ送金できる制度が令和3年4月から始まっております。御代田町商工会を通じて周知をお願いしてまいりました。この奨学金支払い制度に注目する企業も多く、人材の定着を促すとともに、新たな人材確保の手段として考えられているため、引き続き周知に努めてまいります。

また、この制度を受けて、長野県では奨学金返還支援制度導入企業をサポートする事業として、働き方改革に取り組み、従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業などに対して、奨学金返還負担額の一部を助成する事業を本年度から実施しております。

この事業は、県内に本社を置く資本金10億円未満の中小企業や公益法人などの中で、長野県職場いきいきアドバンスカンパニーの認証を受けているなど、要件を満たした企業が対象となります。1社あたりの上限人数は、各年度3人または要件により5人までで、補助率は2分の1、対象従業員1人当たりの年間上限額を10万円とし、対象従業員の入社から5年間にわたって補助されます。

このような奨学金返還支援制度についても、御代田町商工会に周知を働きかけているところですが、町内大手企業及び御代田町商工会会員の企業には同制度を導入している企業はございません。その理由としまして、企業の中には既に学生に対して給付型の奨学金制度を設けている、また、支援の対象となる従業員とその恩恵を受けられない従業員との公平性の観点から、従業員全員が等しく受けられる福利厚生事業に重点を置いているなど、慎重な対応をしております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 金井産業経済課長の答弁にありましたが、長野県では、今年度から奨学金返還支援制度導入企業サポート事業を始めており、従業員へ奨学金返還支援制度を設ける中小企業に対して、負担額の一部を助成する事業を行っております。

す。

対象となる企業の条件の一つに、各種認定制度、国ですと、くるみん、ユースエール、えるぼし、また県ですと、職場いきいきアドバンスカンパニーの1つ以上を取得していることがあります。国の制度の取得は難しいところもありますが、御代田町内の中小企業には県の職場いきいきアドバンスカンパニーを取得している企業があることから、中小企業においても導入しやすい制度となってきたように思います。

町内でも人材確保に苦慮している企業などもあることから、ぜひ今後も周知していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

長野県職場いきいきアドバンスカンパニー認証を受けている町内企業のうち、来年度に導入を検討している企業がございます。引き続き、御代田町商工会の周知の働きかけ、また各企業との関わりの中で、このような制度の紹介をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 来年度に向けて検討している企業もあるということです。今後、導入につながり、若者の奨学金返済の負担軽減、そして企業の人材確保、移住・定住につながってほしいと考えております。

1件目の質問は以上で終わります。

2件目の質問、性の多様性の取組について入らせていただきます。

性的マイノリティとは、性的指向が異性に限らない方、性自認が出生時に判定された性とは一致しない方を言います。電通ダイバーシティ・ラボの調査によると、日本の人口の約9%の方々が性的マイノリティにあると考えられており、左利きや血液型のAB型の方々と近い割合であると言われております。

そんな中、国立社会保障・人口問題研究所の釜野さおり氏らの研究チームが、今年2月から3月にかけて、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳から69歳の計1万8,000人を対象に、性の多様性に関する全国調査を実施し、5,339名

の有効回答を分析し、11月10日に結果を公表しました。

それによりますと、性的指向と性自認について、自分自身についてLGBTを含む性的マイノリティと回答したのは3.5%でありました。また、日常の困り事を尋ねる設問では、仕事や職業、就職を挙げた出生時の性別と性自認が異なるトランスジェンダーが78.1%と、全体の36.9%と比べて、極めて高くなっております。

近年は、性的マイノリティやLGBTQという言葉が社会に広く定着してきましたが、当事者の方々は、周囲の理解不足や偏見、差別などにより、日常生活を送る上で様々な困難に直面しております。

性的マイノリティに対する理解を広めるため、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、LGBT理解増進法が6月23日に施行されました。

また、長野県においては、性的マイノリティの方が大切なパートナーとともに、その人らしい人生を送ることができるように、生活上の支障を取り除くことを目指し、長野県パートナーシップ届出制度を8月1日に施行し、この制度を利用することで、お互いを大切なパートナーであることを証明する、届出受領証を持てるだけでなく、パートナーとともに各種サービスを受けられる場面が増えております。

行政サービスでは、公営住宅への世帯としての入居が挙げられますが、御代田町でも9月定例会で御代田町営住宅管理条例が一部改正となり、パートナーとともに入居が可能となりました。

このほかに、県のパートナーシップ届出制度により、パートナーとともに受けられる町の行政サービスがあるのかどうかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

質問の中にもありましたけど、8月1日から長野県のパートナーシップ届出制度を施行しており、御代田町でも既に取り組を行っております。現在、御代田町で受けられる行政サービスにつきましては6つ対応しております。

一つ目は、町営住宅の入居申込みとなります。パートナー同士での入居の申込みをすることができます。

二つ目は、保育施設への入園申込みとなります。パートナーが園児の親権者とともに保育園の入園の申込み、こちらをすることができます。

3つ目は、災害に遭った建物の被害状況を証明する罹災証明書、こちらの代理申請となります。罹災証明を必要とする際、委任状を省略して代理で証明書を申請することができます。

4つ目は、保育所・児童クラブへの送迎となります。送迎する方の氏名などを事前に保育所や児童館に伝えることで、パートナーが送迎をすることができるようになります。

5つ目は、身体障害者などを対象とした軽自動車税の減免申請となります。身体障害者などの日常生活のために同一生計であるパートナーが自動車を運転するなど、こういった条件を満たしていれば申請をすることができます。

6つ目は、要介護認定の代理申請となります。パートナーが要介護認定を申請することができます。

以上の6つが、現在、御代田町で対応可能な行政サービスとなっております。

現在、長野県が実施するパートナーシップ制度に届出た町内の方は、現状ではおりません。

この制度に対応したさらなる行政サービスの拡充が可能かどうか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 町のホームページを見ますと、各市町村のサービスが掲載されております。ほかの市町村では、御代田町でないサービスの生活保護の申請、また、母子手帳の交付などがあります。今後も受けられるサービスが増えていくことを望みます。

また、ほかの市町村では、職員の皆さんの休暇や互助会の給付など、福利厚生を挙げている市町村もありますが、町職員への対応などはどのようになっているのかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 県のパートナーシップ制度が施行されまして、こういっ

たメニューで、市町村で実施できれば実施してもらいたいというような、こういう通知の中で、関係各課で協議した中で、進められたのが現在の6つのサービスでございます。それ以外今、池田るみ議員からありました、休暇とか、そういったことについてもありましたけど、まだ現状では、その点については検討中ということで、御代田町独自でできないものもございますので、そこら辺まだ今後検討してできるものやっていくような感じで考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） こちらに県のホームページでは、御代田町のサービスを掲載されておりますので、見る事ができるんですけども、町のホームページまた広報等で周知をしていただきたいと考えているわけですが、そちらについての考えをお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） ホームページへの掲載ということで、またこれも対応していきたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 当事者が直面する行政に絡む困難事例は、公的種類の性別と外見が異なることを理由に、本人確認をしてもらえずサービスが受けられなかった。生活支援を受ける際、担当職員に理解があるか不安で相談をためらったり、本当のことを話せなかったりした。災害時に避難所のトイレや衣類のことで苦勞した等々あります。

性的マイノリティの方へ自治体ができる支援策の一つに、公文書からの不要な性別欄の廃止があります。以前私は、性的マイノリティの方の講演会に参加をし、当事者の方の声を伺う機会がありました。

そこで伺った当事者の方の苦痛の一つが、選挙の投票入場整理券に性別欄があるということでした。投票所で受付を行う際に男女の掲載があることで、とても辛い思いをしていることをお聞きし、講演会参加後、すぐに町の選挙管理委員会に直接性別欄の不要対応を求めました。令和3年4月の参議院議員の補欠選挙の入場整理券より、男女の性別掲載はなくなっております。

しかし、まだまだ公文書には必要のない性別欄もあるのではないのでしょうか。印鑑登録証明書がその一つであります。近年、印鑑登録証明書の性別欄を削除する自治体が増えておりますが、10月22日に町発行の証明書には性別が掲載されておりました。

このようなことから、全庁的に公文書を点検していただき、不要な性別欄の廃止をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

性的マイノリティの方の中には、性別欄が男女の二択であった場合、異なる性を選択することへの抵抗感や戸籍上の性と外見上の性が異なるために、手続の際に再確認された場合、精神的な苦痛を感じる方がいるというふうに認識しております。

性的マイノリティの方々に対する配慮として、公文書である各種様式の性別欄について、廃止や自由記載に変更するなどの対応が求められているところです。自分の性別に違和感を持つ人の中には、各種様式に性別欄があった場合、どう記載したらよいのか悩んだり、男女のみの記入欄において性別を選択することへの抵抗感があるなど、精神的苦痛を感じる方もいます。

そこで、性別に関わりなく、自分らしい生き方ができる社会の実現に向けた全庁的な取組の一環として、公文書である各種様式における不要な性別欄は廃止していく必要があります。

各担当課に現状把握したところ、既に性別欄を廃止した各種様式は、現時点で13様式となっております。一方、今後、性別欄の廃止などに向け、対応する予定の各種様式については、29様式ほど見込んでいますが、全庁的な取組として、各担当課の公文書のそれぞれの様式を改めて確認するとともに、性別欄の廃止や自由記載欄に変更するなど、順次対応を進めていきたいと考えております。

しかし、法令などにおいて、行政手続の各種様式が定められて、御代田町では廃止する裁量の余地のないものは除きまして、性的マイノリティの方々に対して配慮した各種様式における性別欄の廃止など、今後もこちらについても継続して取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 既に廃止にさせていただいた様式が13様式、また今後対応するのが29様式ということで、また全庁的にも点検をしていただけるということでありました。

廃止をするには、条例改正の必要なものもあるなど、時間もかかるものはあるかと思いますが、できるところから進めていただきたいと思いますと考えております。

職員の町民の皆さんへの対応は、性的指向や性自認などに関して、必要な配慮は、人権尊重や男女共同参画の観点からも求められるものです。町の職員の皆さんが性の多様性について正しい知識を持っていただくとともに、抱えている困難などを理解し、町民の皆さんに寄り添い、適切な対応をしていただくことが大切であります。

そのためには、職員の皆さんへ性の多様性についての研修も必要と考えます。また、長野県では、2020年3月に性の多様性を尊重するための職員ガイドラインを作成し、市町村や企業で働く方々などに性の多様性を理解するために活用してくださいとしております。職員への研修や県作成の職員ガイドラインの活用はされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（荻原謙一君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

LGBTQなどの性的マイノリティの方々の認知も高まりつつあり、私たち町職員においても適切な対応が必要となってきました。また、現状では、我々の理解も乏しいこともあり、その対応が難しい点も見受けられるのではないかとというふうに考えているところであります。

以上のことから、全ての方々が生きやすい社会を目指すべく、職員の理解を深めることは大変重要で必要であるものと考えております。まずは、長野県の性の多様性を尊重するためのガイドラインを職員間で共有いたしまして、研修などの実施については、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） ぜひ職員ガイドラインを活用していただきたいと思います。

当事者の方の中には、支援者側で活動されている方もいらっしゃいます。県の職

員ガイドには、当事者の方の声が多く掲載されておりますが、職員の皆さんには、研修などで当事者の方の声を直接聞いていただくこともよいのではないかと考えるところではあります。また研修についても考えていただければと考えます。

性は誰にも関係があり、一人一人の性の在り方も様々であります。性の多様性の理解が広がり、性の違いを尊重し、性的マイノリティの方がさらに生活しやすい御代田町となることを願ひまして、2件目の質問を終わらせていただきます。

次に、3件目の地球温暖化防止対策についての質問に入ります。

人間の活動によって大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球の気温が上昇し続け、気候や生物など自然のバランスを崩している現象を地球温暖化と呼びます。地球の表面はもともと窒素や酸素、二酸化炭素などの大気を取り巻いており、気温を一定に保つ役割を果たしておりますが、私たちの生活において石炭や石油などの化学燃料を大量に燃やしたことにより、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が大幅に増えた結果、余分な熱が宇宙に放出されず地球にこもった状況になったことが、地球温暖化の原因とされております。

昨今の脱炭素社会に向け、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明する自治体が増えており、長野県では令和元年12月6日、気候非常事態宣言2050、ゼロカーボンの決意を宣言し、御代田町はその宣言に賛同をしております。また、令和4年3月30日には御代田町をはじめ、佐久地域の11市町村で構成をしている佐久広域連合が、同議会と共同で気候非常事態宣言を表明し、将来の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取組を推進していくとしております。

町は、地球温暖化防止施策として、平成18年度より、新エネルギー導入奨励金交付要綱を定め、太陽光発電設備やクリーンエネルギー自動車などの導入に補助金を交付し、新エネルギー設備の導入を進めております。平成18年から令和2年までの奨励金の実績は、長期振興計画の町民課資料によると、太陽光発電設備が546件、太陽熱収熱設備が22件、電気自動車が7件、クリーンエネルギー自動車が249件、天然ガスコージェネレーション設備が3件となっております。

令和2年9月末で、太陽光発電設備や太陽熱収熱設備の受付が終了となり、現在では、小型風力発電設備、小水力発電設備、天然ガス自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車、天然ガスコージェネレーション設備となっております。令和3年度以降の新エネルギー導入奨励金の実績と、その効果についてどのように捉



えられているのかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

平成18年度より実施している新エネルギー導入奨励金交付事業では、令和2年10月1日申請分から、太陽光発電設備、太陽熱利用設備が対象設備から外れ、現在は、町内の住民が設置した小型風力発電設備、小水力発電設備のほか、天然ガス自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車といったクリーンエネルギー自動車や天然ガスコージェネレーション設備を対象に、上限10万円として奨励金の交付を行っています。

令和3年度の新エネルギー導入奨励金については、数件の問合せがありましたが、実績はありませんでした。

令和4年度以降は、申請全てが電気自動車であり、令和4年度は3件、28万6,000円、令和5年度は5件あり、令和5年度分は8月時点で予算額50万円に達したため、受付を終了しています。

効果として、電気自動車はガソリン車と比べ、走行時のCO<sub>2</sub>排出量がゼロであることから、脱炭素化への貢献が挙げられます。また、新エネルギー導入奨励金交付事業によるクリーンエネルギー自動車の普及促進は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である地球温暖化対策計画の国民の基本的役割に記載されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車を活用するゼロカーボンドライブに貢献しています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 11月23日付の新聞記事に、県は2030年度に県内の実質的な温室効果ガス排出量を2010年度の1,554万tから、622万tに6割減らす県ゼロカーボン戦略のロードマップ工程表を決め、市町村や経済団体、環境団体に工程表を紹介し、協力を要請、県民や事業者の協力を得ながら活動を展開するとしているとありました。

この中で示された施策に、運用部門では、県内の電気自動車を現状の2,000台から10万台に増やす目標を掲げ、目標を達成した場合、温室効果ガ

スの削減が13万tと推計されています。

今年度の町の奨励金の実績は、電気自動車の5件で、予算額に達し、ホームページにもありましたが、令和5年度の新エネルギー導入奨励金は8月3日をもって終了をしております。

今後、この目標達成に向け、令和6年度の当初予算では、予算の増額が必要と考えます。

そこで伺います。県からは工程表の紹介や協力要請はありましたでしょうか。また、来年度の当初予算はどのように考えられているのかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

池田議員、ご案内のとおり、県は11月22日に2030年度に県内の実質的な温室効果ガス排出量を2010年度比で6割減らす、長野県ゼロカーボン戦略のロードマップを決定しました。このロードマップについては、県からは個別に届いておりませんが、ゼロカーボン社会共創プラットフォーム「くらしふと信州」で公開されております。

長野県ゼロカーボン戦略ロードマップでは、電気自動車を現状2,000台から目標値10万台としております。当町でも新エネルギー導入奨励金事業で電気自動車の導入促進をしておりますが、今年度8月時点で予算額に達したため受付終了となったことから、令和6年度には令和5年度の倍の予算額を計上し、さらなる導入促進を図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 2009年11月よりスタートしました太陽光発電の固定価格買取制度FITによる余剰電力の買取期間は10年となっており、多くの方が順次買取期間を終えて、次の対応に迫られております。

町では、新エネルギー導入奨励金実績では、2006年から太陽光発電設備が546件ありますが、FITにより発電した電気の売電を目的に設置をした方が多く、蓄電池を設置した方は多くはなかったのではないかと考えます。10年を過ぎると売電価格も下がることから、今後は売電から蓄電池の設置により、昼間太陽光

発電で貯めた電気を夜間においても使用していく自家消費への方向へ。また、大きな災害時には電力会社から電気の供給が途絶えることもあることから、災害への備えとするなど、蓄電池の設置のニーズが高まっていると考えます。

近年、売電価格が大きく下がっていることや電気料金が上昇していることから、今後、太陽光発電設備を新設する方も、同様に売電ではなく、自家消費のための蓄電池設備とあわせて設置をしていく方向へと変わっていくのではないのでしょうか。

長期振興計画には、効果的な新エネルギー設備の導入が図られるため、補助内容を検討しますとありますが、蓄電池設備を奨励金の対象設備に加えていくことは考えられているのかどうかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

国の地球温暖化対策計画では、2030年度において、温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しております。国の補助金では、既に受付を終了したものもありますが、こどもエコすまいる支援事業、電力供給逼迫等に活用可能な家庭業務産業用蓄電システム導入支援事業、蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業、経済産業省と環境省のZEH補助事業の4種類があります。

県や小諸市、佐久市、軽井沢町、立科町の近隣市町でも、地球温暖化防止の促進のため、蓄電池システムへの補助金事業を実施しております。現在、御代田町新エネルギー導入奨励金交付事業の交付対象に蓄電設備は含まれておりませんが、今後、時代の流れにあわせて、制度設計自体を再検討する必要があると考えており、令和6年度には、町の脱炭素社会実現に向けた指針となる地方公共団体実行計画の策定を予定しておりますので、その中で検討してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 県のロードマップでは、住宅屋根の太陽光パネル設置件数を現状9万件から22万件としており、それによる温室効果ガスの削減は2万tと推計されております。

現在、町では太陽光発電については、奨励金の受付は終了となっておりますが、

蓄電設備を奨励金の対象とすることにより、太陽光パネルの新規設置も進んでいくと考えられるように思えます。

次に、11月10日、今年10月末までの世界平均気温が産業革命前に比べ約1.4度上昇し、今年1年間の平均気温が観測史上最高になる見通しであることが、最新のデータで明らかになったとしております。

欧州連合のコペルニクス気候変動サービスによると、今年10月の世界の平均気温は、これまでの最高記録2019年度より0.4度高く、平均気温が更新されるのは5か月連続で、炭素排出やエルニーニョ現象とみられており、世界中の高温は10月に入っても続き、日本では11月にも何百件もの最高気温が更新され、東京では11月7日の気温は27.5度に達し、同月の最高気温が100年ぶりに塗り替えられております。世界的な高気温は2024年度も続くと研究者は見ております。

私たちを取り巻く自然環境は、地球温暖化の影響とみられる異常気象により、自然災害の激甚化が著しく、事態は深刻であり、地球温暖化対策は待ったなしの課題であります。

今後重要なことは、地球温暖化防止へ、私たち一人一人が実際の生活の中で具体化していくことであると考えます。

長期振興計画には、地球温暖化防止を促す啓発とともに、町民、事業者、行政それぞれが主体として、地球温暖化防止に貢献できる総合的な方策を検討し、環境に配慮したまちづくりを推進していく必要がありますとあります。地球温暖化防止を促す啓発の現状や今後についてお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

長野県では、令和元年12月6日、気候非常事態宣言2050ゼロカーボンへの決意を宣言し、当町はその宣言に賛同しています。

また、当町では、新エネルギー導入奨励金交付事業による新エネルギー設備導入の奨励や、令和4年度からは、地球温暖化防止を促進するため、建設水道課で住宅の断熱性能を向上させる工事に対する補助制度である住宅断熱性能向上リフォーム補助金制度を開始し、地球温暖化防止について啓発をしております。

令和6年度には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、町の脱炭素社会実現に向けた指針となる地方公共団体実行計画の策定を予定しております。この計画は、当該区域の自然的、社会的条件に応じて、再生可能エネルギーの利用推進や循環型社会といった各分野での数値目標や対策、施策等を示し、温室効果ガスの排出量の削減を推進するための総合的な計画となります。地方公共団体実行計画の策定により、地球温暖化防止の啓発を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私からも、この件について少し考えを述べさせていただければと思います。

今ほど、町民課長のほうからお話ありましたが、地方公共団体実行計画、これ、名前だけ見るとちょっと再エネのこととは分からないような名前なんですけれども、再エネ等に関する指針であります。

こういった中で、蓄電設備、対象設備に加えていくことを検討していくということで、答えをさせていただいております。

実際、先ほど池田議員からのご指摘があったとおりで、フィット——FITの修了をしている設備が大変多いという状況であります。町としては、前回、太陽光発電設備を除いたのは、やはりFITの中でやっているものにさらに加えていくのがちょっと過剰であるという判断から、一旦なくしているわけなんですけれども、太陽光発電設備を、例えば屋根の上に乗せるなどのことを、軽視しているわけではもちろんありませんで、むしろ、これからは、売電というよりも、自家消費の流れであるということは、町としても認識しているところであります。

そういった点からも、蓄電設備の普及というのは、大変大事なことだと考えておりますので、できるだけ前向きに検討できるように、担当部局とも話し合っただけで考えていきたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 町長より前向きに検討するという答弁を頂きました。ぜひとも早期に計画を立てまして、蓄電池を対象にさせていただけるよう検討をお願いしたい

と思います。

また、実行計画を策定しまして、啓発を進めていくということでありましたが、今できることもあると思います。小諸市では、市民の皆様の意識改革へ、広報こもろに日常生活でできる脱炭素の取組を掲載しております。

ゼロカーボンの達成には、町民の皆さん一人一人が意識をして取り組んでいただくことが大切になってくると思います。広報やまゆりなどでの啓発の考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

温暖化防止対策には、ごみの再資源化も有効な手段の一つです。町民課では、雑紙の分別収集促進のため、分別啓発袋を作成し、町民課窓口やエコールみよた等の町施設での配布や、広報等で雑紙分別促進の啓発を行ってきました。分別啓発袋の配布を始めてからは、家庭ごみの収集運搬委託業者から、雑紙として排出される量が多くなったとの意見を頂いております。

また、容器包装プラスチックやペットボトルなどは、現在、再資源化处理を行っておりますが、ペットボトルは、ペットボトルからペットボトルへ水平リサイクルすることで、新たに化石由来原料を使用してペットボトルを製造する場合と比較して、二酸化炭素が約70%削減できると言われています。

このように、水平リサイクルは温暖化防止や資源循環に資することから、より脱炭素に貢献できるリサイクル方法として検討を進めております。

地球温暖化防止については、国や県もそれぞれ計画を策定し、数値目標や対策、施策等を示しておりますので、発信される情報を広報等へ掲載し、地球温暖化防止の啓発を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） ぜひ、広報等で、また啓発もしていただきたいと思います。

アラブ首長国連邦のドバイで、12月1日から2日にわたり、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）の首脳級会合が開催され、対策加速に向けた意思表示が相次ぎました。議長国UAEは、世界の再生可能エネルギーの容量を

2030年までに3倍にする有志国制約をまとめ、116か国が加わり、日本も賛同しております。

町では、実行計画を来年度策定をして取組をしていくということですが、策定にはまだ時間がかかります。まずは、できることから取り組んでいただき、策定についても早期策定に向けて取り組んでいただけるようお願いをいたしまして、私の一般質問の全てを終了といたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告8番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時27分）

（休 憩）

（午後 2時40分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告9番、中山温夫議員の質問を許可します。

中山温夫議員。

（7番 中山温夫君 登壇）

○7番（中山温夫君） 通告9番、議席番号7番の中山温夫です。本年最後の質問となり、先ほど周りの議員さんから大トリだということでプレッシャーをかけられましたが、気持ちはいつも小鳥なんです、一生懸命頑張って最後の質問を行っていききたいというふうに思います。よろしくお願いします。

今回は、第9期介護保険事業計画策定について、また、将来にわたっての高齢者福祉対策について、その事業内容や方向性を質問していききたいと思います。

誰もがいつかは高齢期を迎え身体機能や認知機能の低下を迎えるわけですが、そういう状況においても安心して暮らせるようにと介護保険制度が2000年の4月に施行されました。創設の狙いは高齢化の進行に伴い、当時介護問題に対する国民の不安が高まっているにもかかわらず、当時の老人福祉制度及び老人保険制度がその要請に十分応えられるものではなかったことが挙げられます。

また、高齢者人口の増加に伴い独り暮らし高齢者や高齢者二人のみの世帯の増加が見込まれることから、高齢者介護を国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で支える仕組みとして社会保険方式により介護保険制度が構築されました。

ところが制度スタートから20年がたち、2020年には65歳以上の高齢者は

人口の3人に1人、3,500万人が高齢者とされています。さらに65歳以上の単身世帯や高齢者夫婦二世帯が増加したことで、核家族がさらに進行し、また、高齢者の増加によって若年人口の減少によって人手不足が生まれ、人口構造が急速に変わっていることから、何度も見直しを行いながら3年に一度の介護保険制度の改正が行われているところです。

そして、2024年4月より第9期の介護保険事業が施行されていくに伴い、現在町ではその介護保険事業計画策定のための懇和会が開催されています。

そこで、介護保険制度の地域支援事業及び給付事業について、また将来の展望についての考えを質問していきたいと思います。

なお、通告（1）第8期介護保険事業計画の状況についての質問は把握できましたので、取下げいたしますのでお願いいたします。

それでは、計画の地域支援事業についての質問です。

超高齢社会を迎え介護保険制度が創設されて以降、市町村では高齢者を支える様々な取組が進められてきました。そして、その核になるのが要介護状態になっても住み慣れた地域、あるいは自宅で自分らしい暮らしを続けられるよう地域包括ケアシステムが提唱され、さらに、それぞれの進化を目指して事業が展開されています。

本年5月にコロナ感染症が5類に変更され、人々の往来や社会生活が通常化されていますが、長年の自粛生活あるいは自主隔離により、高齢者などはフレイル化が進行し、身体機能や認知機能が低下している中、町地域包括支援センターへの相談内容も踏まえて、町としてどのように捉えているのか伺いたいと思います。

また、コロナ感染症の影響などで、住民主体で行われてきた地区のサロンや予防活動などの社会参加活動はどうなっているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（萩原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令された令和2年4月以降、不要不急の外出自粛などの結果、高齢者の自粛生活が長期にわたり、健康面への影響が大きいというふうに思います。

当町では、介護予防把握事業を実施しておりまして、毎年、要介護及び要支援認



定者総合事業を対象に、該当しない75歳以上の独居の者及び75歳以上の者のみで構成される世帯の世帯員に対して、心身の機能で衰えているところがないかをチェックするための基本チェックリストを送付しているところでございます。

その結果を経年的に見てみますと、質問項目である「階段を手すりや壁を伝わらずに登っていますか」また「椅子に座った状態から何も捕まらずに立ち上がっていますか」など、運動機能低下のみに該当した高齢者は、令和4年度の調査と比較しまして、今年度は40.9%、1.48倍の増加をいたしました。

このような結果を踏まえ、フレイル予防のためには、身体活動、栄養、社会参加の3つの柱をいかに三位一体として底上げをし、継続性を持たせることができるかが鍵になるというふうに考えております。

また、地区サロンの状況でございますが、御代田町社会福祉協議会が地区社協活動に対して助成金を交付していると、そういった活動の中からいきいきまたはサロンという単語のある活動を抽出した回数であることを前提といたしまして、1年間の活動回数は令和元年度が143回、令和2年度は28回、令和3年度は48回、令和4年度は66回でございました。徐々に回復傾向ではありますが、令和元年度のレベルへの回復は見られていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） コロナの問題は、全ての世代に大きな影響をもたらせました。とりわけ高齢者の方々には多くの負の足跡を残したのではないかと思います。コロナ感染による単なる重症化リスクだけでなく、自粛生活の長期化により、生活不活発に陥り、結果的に全ての高齢者ではありませんが、心身機能の低下が顕著になってきている高齢者が多くいるのではないかと考えます。

このような状態や状況がある中で、地域介護保健事業計画において、シニアクラブや自治会、ボランティアなどの実施する地域サロンや地域で実施している予防活動などの回数の増加や、新規の開催に向けて町の介護予防事業または高齢福祉事業として、全町内に対して今以上に実施していったらどうかと考えるが、いかがでしょうか。

町の介護予防ですから、単にサロンという意味合いではなく、例えば脳の活性化や意欲の向上、また健康運動指導士などの専門職による筋力トレーニングやストレ

ッチ、また生活相談を取り入れた事業として位置づけ、身近な地域の中で実施していくという考えです。

介護予防生活支援サービス事業の対象者が、基本チェックリストに基づく事業対象者に限定されているのに対し、一般介護予防事業は全ての65歳以上の方を対象とし、介護を必要とする状態になるリスクが生じる、さらに前の段階から予防をして、健康と暮らしの維持及び向上を図ろうとするものです。

当然に、町としても今でも専門職が関わる事業を地域でも実施していると思いますが、より回数の増加や質の向上を求めているものです。町の介護や医療の専門職が関わることで、確実に予防活動とあわせて状態の悪化や変化に早期に発見し、対応でき、自立したよりよい生活がより長く継続できると考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

介護予防は介護予防日常生活支援総合事業のうち、一つが介護予防生活支援サービス事業であり、もう一つが一般介護予防事業に位置づけられております。現在、一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業である介護予防教室、生きがい教室のことでございますが、こちらに医師、薬剤師、理学療法士等の専門職が講師として住民に関わっております。

また、昨日の山本今朝和議員からのご質問への答弁へ、また重複しますが、高齢者の健康寿命の延伸を目的とした高齢者の保険事業と介護予防等の一体的な実施事業につきましては、保健福祉課の各係が協力して一体的に取り組んでおるところでございます。

各地区の保健補導員と協力して開催をしている地区健康教室につきましては、保健師による健康相談や管理栄養士による調理実習、栄養相談、理学療法士による運動指導がございます。地区では、多様な担い手の皆様に地域のつながりや健康介護予防についてご尽力をいただいているところでございます。サロンに参加していただくことはもちろんのこと、このような機会もぜひご利用いただきまして、住民の皆様とともに身体活動・栄養・社会参加の場が活発になるよう現在の事業を引き続き推進していく所存でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 私のほうが今述べた展開については、可能な限り多くというような意味合いと質の向上というようなことで、なかなか事業の展開には難しいというふうには思っています。しかし、こういった事業の展開や考えは、本当に早期発見ができて、生活全般が重篤な状況に陥る前での発見ができると考えます。当然費用の抑制にもつながっていくと思いますし、また地域活動としての考え方ですので、生活支援体制整備事業とのつながりも十分に考えられると思います。

そこで、生活支援体制整備事業、生活支援コーディネーターの現状と今後の活動について、そして、第9期介護保険事業計画において、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

今年度の生活支援体制整備事業につきましては、住民主体による高齢者の外出支援というものをテーマにしております。これは、生活支援コーディネーターを中心に行っている協議体、地域支え合い推進会議というこちらの会議の中で、提案されてきた地域課題でございます。

この課題の解決につきまして、県による介護予防日常生活支援総合事業等サービス立ち上げ、アドバイザー派遣事業を活用しております。県から派遣されるアドバイザーの意見を取り入れながら、参加者は自分の地区の現状や課題を踏まえ、どのような方法で高齢者の外出支援ができるのかということを探索しておるという現状でございます。

このような経過を踏まえ、来年度は運転ボランティア養成講座を開催する予定であります。今後、生活支援コーディネーターが高齢者の外出支援から地域のつながりを生かした多様な生活支援を構築できるよう支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 外出支援のほうに力を入れるということでもあります。

生活支援コーディネーターは、互助を中心にした地域づくりを住民主体で進めていくというような仕事があります。当然運転というのも互助の一つになっていくというふうに思います。

先ほど申し上げました一般介護予防事業と、また高齢者福祉事業との位置づけとあわせて、生活支援コーディネーターの巧みな関わりにより、支援組織を要にした地域づくりにつながるのではないかというふうに思います。

続いて、認知症総合支援事業の認知症初期集中支援チームの事業について質問いたします。

認知症初期集中支援チームができた背景は、認知症の人は一般的に新しいことに取り組むことが難しくなります。また、認知機能が低下したことで、取り繕いや症状の否定という現象が出現し、そのため周囲が異常に気がついても受診につながりにくいという特性があります。結果的にかなり症状が進行してから初めての受診につながるということが多いと言われています。そして、これまで医療の中では受診という行動がないと医療側からのアプローチできる仕組みが乏しかったのです。

こういった状況を防止していくため、危機の発生を防ぎ、早期対応や事前的な対応を基本に置くことが求められ、認知症初期集中支援チームという事業が誕生しました。

そして、今後地域との連携や専門職同士、多職種との連携も重要と思われませんが、今後の事業の方向性についての考えをお願いします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

認知症初期集中支援チームは、早期に認知症の診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築することを目的としております。

認知症の早期発見には、窓口による相談体制だけでなく、住民や関係者の協力を欠くことはできません。そのためのネットワーク構築が必要であり、町内の事業所や民生児童委員協議会と連携を取っておるところでございます。

令和4年度に開始をしました認知症高齢者等見守り事業、こちら「どこシル伝言板」というものでございますが、こちらの説明の際には町内の様々な事業所に参加をしていただきました。この中で、事業所から個別に認知症のおそれのある方の情

報を頂くこともありまして、本人へいち早く介入をできるといった有益な機会となっております。

今後も、地域との連携を生かし、関係機関と一体的に認知症初期集中支援チームを推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 続いて、また認知症の関係なんですが、認知症サポーター養成研修についての質問いたします。

町全体で、令和4年度末で3,300名弱の方が認知症サポーター養成研修を受講しているようです。大勢の方々が受講していますが、そもそも認知症サポーター養成研修の目的は何なのか、認知症サポーターの養成研修の受講者を増やすことが目的となっているのか、それとも、今後その認知症サポーター養成研修を受講した方々を通じて、認知症対策について何を実施していくのか、明確なお答えをお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

厚生労働省の認知症施策では、認知症サポーターは認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをすることが求められております。地域の認知症の方やその家族の支援者として期待される認知症サポーターを増やし、正しい理解を得たことを契機に、自主的に活動を行っていただいておりますので、受講者を増やすこと、それと地域で手助けをするんだということ、この2点の両方が目的でございます。

国は、地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援ニーズと認知症サポーターを結びつける仕組みであるチームオレンジというもの、こちらを整備することを掲げております。

当町としましても、認知症サポーターを中心とした支援チームを整備し、認知症施策推進大綱に掲げられた共生の地域づくりを進めていくといった考えでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 10年ぐらい前だと思うんですが、認知症のサポーターの研修と最近の研修の中身って相当変わってきてまして、対応の仕方だとか関わりの仕方だとか、そういうのも随時進展がしたり変化しているというような現状もあります。過去に受けた方がいけないとかいいとかという問題ではないんですが、新たな学習の機会やそういったようなことも必要になってくるのではないかなというふうに感じているところです。

2004年の12月に痴呆という名前が認知症に改まりました。続く2005年が認知症を知る1年という形で位置づけられ、単なる名前の変更にとどまらず、今後多くの人々に認知症が正しく理解され、また、認知症の方々が安心して暮らせるまちづくりが行われるように、普及啓発のためのキャンペーンが行われました。

認知症患者は2025年に全国で700万人に達すると推定されています。次期の介護保険事業計画の年度に入ってくるわけなんですけど、誰もが高齢になり、認知機能が低下していく中で、認知症になっても地域社会で安心して暮らしていけるように、そんな願いをかなえていかなければならないのではないのでしょうか。

まだまだ認知症をよく知らないという声も、認知症の人は怖いといった誤解もまだあります。町内や地域において広く認知症に対する正しい理解をさらに深めていくことが大切ではないのでしょうか。

認知症は誰にでも訪れる可能性があり、決して特別ではないという意識のもと、子供から大人まで、認知症に対する理解を深めていくことが、安心して暮らせる地域における基盤になっていくのではないかと思います。

そこで、先進地の事例などの学習を踏まえ、認知症の方に対しての対応の仕方や病気に対しての正しい理解及び啓発を目的に、住民などを対象にした大会や研修会などの開催を考えたいかがでしよう。こういった研修の機会を作ることで、町全体に今以上に認知症に対する理解とその対応で、誰もが安心して暮らせる、そして優しい御代田町に一層近づいていけるのではないかと考えますが、町の考えはいかがでしようか。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

認知症に対しての対応の仕方や啓発につきましては、これは国が示しております。認知症施策推進大綱の普及啓発本人発信支援の考え方に基づいているものでございます。認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくということとしております。

この基本的な考えのもと、5つの柱がございます。その一つが、普及啓発、本人発信支援でございます。当町では、令和5年2月から認知症交流会、こちらを試験的に毎月開催をしております。本人や認知症サポーター、地域の方が集まり、会の名称を参加者で相談し合うなど、ようやく横のつながりが見え始めた、そういった段階でございます。

認知症の方本人と共に普及啓発を進め、認知症の方本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿を積極的に発信できるようになればと、このように考えておるところでございます。

なお、今年度は地域で暮らす認知症の人や家族の困り事の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける仕組みであるチームオレンジの整備に向けて、来年の2月に2回ほど養成講座を開催するという計画がございます。

今後は、認知症交流会の参加者と養成講座の受講者が共同対等の思いやりの中で、普及啓発や本人発信の場を共に作り出すことができると考えております。

また、そのプロセスを大切にすることによって、地域のつながりがさらに増すように支援をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） もう少し聞きたいんですが、時間の関係で、次へ行きたいと思っております。

続いて、介護給付の事業についての質問に入ります。

高齢化が進展し介護を必要としている高齢者の増加及び高齢者の介護期間の長期化により、より充実した効率の良い介護サービスの必要性が増大しています。一方、高齢者を介護する家族の構成も変化し、核家族化の進行、介護する家族の高齢化が高齢者の介護を難しくする要因となっています。

介護保険制度は、このような日本国内の変化に伴い、創設されました社会保険制

度であることは御承知のことと思います。介護は特定の社会的弱者の問題だけではなく、全ての国民の問題であり、連帯イコール共助で解決していくという考え方がこの介護保険制度の原点であります。

介護保険制度が創設してから20年以上たつて今、サービスができる限りその人の生活圏域の中で完結するようにと2006年に創設されました地域密着型サービスが全国的に増加しています。

地域密着型サービスとは、利用者が住んでいる地域の中で、最後まで安心して過ごせるようにすることを目的にしています。介護の必要性が増したときでも、転居するということではなく、住み慣れた地域の力を最大限に活用して支援するサービスです。

特徴としましては、小規模でアットホームな施設が多く、スタッフや地域との関係性が近いので、認知症の方や高齢者など二世帯の利用者にとっても安心して利用しやすい。そして、利用者及び地域住民、市区町村職員を交えた運営推進会議があり、情報公開とサービスの質の向上を図ることができるなどの特徴があります。なかなか一般の方は聞き慣れない言葉なんですけど、中でも小規模多機能型居宅介護、定期巡回、随時対応型訪問介護など、これらサービスは、全国的に認知症の方や高齢者独居世帯あるいは高齢者二世帯などの生活基盤が脆弱な世帯に有効だと言われています。

特に小規模多機能型居宅介護事業は、デイサービス事業、ホームヘルプ事業、ショートステイ事業という在宅サービスを一つのパッケージにした事業で、24時間365日の体制で顔なじみのスタッフが切り目なく連続してサービスを提供することができ、また、利用者や介護者の状況に応じてサービスの展開を柔軟に決め、小回りが利き効率的で無駄のない事業です。まさに御代田町にとって、将来や将来の社会構造の中で非常に有効性が高い事業として考えられると思います。

在宅系の地域密着型事業が御代田町では一つもない中で、特に、この小規模多機能型居宅介護事業、第9期介護保健事業計画に地域密着型サービスとして位置づけていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。町のお考えをお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）



○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

まず先に、第8期計画期間における地域密着型サービスの状況について御説明をさせていただきますと、在宅サービスである認知症対応型通所介護施設1施設、こちらが利用者の減少により休止となっております。令和4年の4月でございます。

一方、施設サービスであります認知症対応型共同生活介護につきましては、2施設で3床を増床し、今、満床の状況となっております。

小規模多機能型居宅介護につきましては、通いを中心として利用者の希望に応じて随時訪問や泊まり、短期宿泊を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援をするため、平成18年に国が創設したサービスということでございます。

これを受けまして、当町におきましては、第6期介護保険事業計画期間中に1か所の整備をする計画がありまして、平成27年に事業所の公募を実施した、そんな経過がございます。当時、民間1事業者から手挙げがございましたが、その後その事業者から辞退届が提出されたため実現には至りませんでした。

このため、第7期計画では、訪問介護、通所介護については、事業者には職員の増員及びスキルアップ等、質・量ともに体制の充実を働きかけるとともに、老人保険施設、医療機関等と連携を図り、さらに質の高いサービス量の確保に努めると、こういうことを計画に掲げまして、同計画期間中に通所介護民間事業者におきまして、20名の介護定員の増員が実現をしております。

また、通所介護稼働率55.8%、短期入所稼働率33.9%、訪問介護稼働率64%と、それぞれの稼働率にまだ余裕があったことから、これらを有効的に活用することで、小規模多機能型居宅介護の整備に替わるサービスの質ですとか量を確保していくと、そういった施策を展開してまいりました。

このような中で、第8期計画におきましては、小規模多機能型の居宅介護の整備計画はございませんでした。

議員がおっしゃりますように、サービスを組み合わせる小規模多機能型居宅介護サービス、こういったこのメリットはあると思いますが、こうした経過の中、次期、第9期計画におきましても小規模多機能型居宅介護の整備につきましては、計画はありません。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 今、ないということですが、将来の人口構造だとかいうのは、御代田町は都市部と同じような人口構造を持っていまして、将来にわたって、また後でも述べますが、高齢化は進展していきます。そしてなおかつ、核家族化も当然進行していくというような現象がある中で、やはりどこかでしっかりとしたそういったようなものが必要になってくるのではないかと、私は予測しています。基盤整備として早めに対応したほうが、より御代田町にとっても、あるいは住民にとっても、安心できるようなサービスにつながっていくというふうに思っているところです。

続いて、介護職員の人材不足についての質問とさせていただきます。

慢性的な介護職員の人材不足が深刻化して、多くの地域でサービスの維持・継続が危機に陥っている状態が報告されています。このまま供給不足が深刻化していけば、介護事業者が利用者を選択してしまうというような状況を招き、制度があっても介護サービスなしといった介護崩壊を招きかねないというような状況が考えられるのではないかと思います。

町の第8期介護保険事業計画の中でも、介護人材に向けた取組が計画されています。その中で、御代田町高齢者支え合いポイントの制度の評価はいかがでしょう。町の見解をお願いします。

そして、介護職員の人材不足の全体的な状況と9期に向けた計画をどのように考えているのか、町の考えをお願いしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

御代田町高齢者支え合いポイント制度は、介護保険法に規定する介護予防事業として、高齢者の社会参加及び地域貢献を推奨かつ支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、相互に支え合い、助け合う地域社会をつくることを目的として、平成24年度から実施をしております。

ボランティア活動を希望される65歳以上の方にご登録をいただきまして、町内の受入施設や地域でのボランティア活動に参加をしていただく、こういった制度で、第5次御代田町長期振興計画、後期基本計画におきましても、参加者数を令和元年度現在の22人から令和7年度目標で70人設定をしているところでござい

ます。

参加者の実績につきましては、令和２年度が１５人、令和３年度１１人、令和４年度１０人となっておりますが、新型コロナウイルスにより家族の面会でさえできない、そういった状況の中で、施設の受入れがなかったということですか、外出制限下で活動ができなかったといったことが要因となっております、昨年度の参加者アンケートの中でも、コロナで自由に活動ができなかったと、そういった声を頂いたところでございます。

令和５年度登録者につきましては、現在１２名と、昨年度より２名増えているところではございます。町では今後も人材不足を補う目的におきまして、こういった取組を強めてまいりたいと、こういうふうと考えております。

また、介護職員の人材不足につきましては、こちら全国的な課題となっております。厚生労働省による第９期介護保険事業計画の基本指針においても、地域包括ケアシステムを支える介護人材を確保するため、計画に定めることが重要とされております。

こうした状況の中、町では介護事業所の人材確保を課題として捉え、第９期計画に位置づけをしてまいります。具体的には、県が実証します資格取得や外国人人材の受入れといった介護人材の確保、定着に係る支援策の周知や説明会の開催を記載し、介護事業所の人材確保を支援してまいりたいと、こういうふうと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○７番（中山温夫君） なかなか単独市町村での人材不足の処方箋は困難が極めるというふうに思います。どちらにしても人材不足は、不足しているのは昨日の保母さんの関係もありましたけど、介護職員も不足しているのは自治体としてあります。やはり市が率先してアクションを起こしていただければ非常にありがたいというふうに思います。

続いて、高齢者支援、介護保険の今後の方向性について質問をしていきたいと思っております。

介護保険制度創設から２０年以上がたちました。現在では、サービスができる限りその人の生活圏の中で完結するよう、先ほども申し上げましたが、在宅サービス

の中でも地域密着サービスが全国的に増加している現状があります。

先日、町からの提供のあった資料によりますと、65歳以上の人口推移を見ると、2030年で31.1%、2050年で39.2%で、そのうち後期高齢者が65歳以上人口比で56%を超えている状況です。

このような将来にわたっての人口推計から、今後、御代田町では20年から30年にわたって高齢者人口は増加し続け、特に後期高齢者の増加が顕著に見られるようになり、介護ニーズや医療ニーズは高まっていくのではないかと予測できると思います。

御代田町では将来に向けて高齢化の進行が大きく、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みなども踏まえて、介護保険計画、高齢福祉計画の計画策定が重要になると考えます。いかがでしょうか、町の考えをお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所によります平成30年3月の日本の地域別将来推計人口によりますと、当町の65歳以上の人口のピークは、令和32年以降となる見込みであります。中山議員がおっしゃるとおり、要介護高齢者も増加するそういった見込みとなっております。

第9期計画を策定するに当たりましては、中山議員から御指摘を頂きました点や国・県の動向・方針を踏まえまして、計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 医療や看護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて日常生活を続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保できるという考え方が叫ばれており、これが地域包括ケアです。

この地域包括ケアは、包括的で継続的で切れ目のないサービスを地域で作り上げていくことでシステムや制度ではなく、サービスのネットワークづくりと言われて

います。日常生活圏域の中で医療と介護、通院のサポートやサロン、生活支援など制度の異なるサービスを組み合わせて一体的に提供するものです。

地域包括ケアシステムは、財源も規制も異なる複数のサービスや専門性の異なる他職種、また町民などを適切にコーディネートしてネットワークを構築していくものであります。

現状、町の地域包括ケアシステムについて、どのような状況、状態なのか、また、今後の展望についてのお考えをお願いします。

○議長（荻原謙一君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

地域包括ケアシステムは、住まい・医療・介護・予防・生活支援、こちらの5つを構成要素としまして、各サービスが相互に連携をし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支える仕組みづくりでございます。構成する5つの要素に対して、保健福祉課全ての係が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支える仕組みづくりに関わっていると申しても過言ではないというふうに思っております。

最終的な指標としましては、健康寿命の延伸、認定率が抑えられていること、在宅死亡率等が挙げられます。これらの状況・状態につきまして、目標を達成するためには、生産年齢人口の減少、多世代家族の減少、地域のつながりが希薄になっている現状の中で、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の視点が重要になっていくと、こんなふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 時間が間に合いそうでよかったです。まとめに入っちゃいますが、よく介護保険制度は、地域の実情に応じた体制整備や事業を実施するという形で、説明や国の通達などの書面に言われることが多くあります。今の町からの返答についても、まあそういったことがベースになっているというふうに感じています。

そして、この介護保険制度が創設したときは、地方分権の試金石と言われた割には町の権限が決して大きくなく、この局面で期待されていることは、政省令や数値

などを元にした正確な事務執行で、町独自の事業などを執行する場合でも、国の制度で足りない部分をカバーするような、いわゆる上乘せあるいは横出しサービスがあります。だが、本当にそれが地域の実情に応じた体制整備や事業展開になっているのかが問われているのではないのでしょうか。

当然地域の実情に合っているものもあるでしょうが、制度からの発想ではなく、やはり地域の人々の暮らしや営みあるいはコミュニティの現状を根底にして、行政専門職そして住民組織などと連携しつつ、政策の立案と実践を繰り返していかなければならないのではないかと訴え、質問を終了させていただきます。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告9番、中山温夫議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

これにて、本日の議事日程を終了します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時32分